

**「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(原案)に寄せられた主な意見の概要
及びそれらに対する考え方**

○ **総論**

意見の概要
○ 独占禁止法の適用除外となっている協同組合の問題のある行為をガイドラインとして規制することは好ましく、内容的にも限定した簡潔、明瞭なものとなっていることから、原案に賛成である。【個人】
○ 今回の農協に対する独禁法には賛成です。【事業者】

(注) 賛成意見で、具体的な修文等の意見がないものについては、当委員会の考え方は記載していません。

意見の概要	考え方
○ このガイドラインが折角できても皆に知られなくてはならない。農協にだけ指導するのではなく、農家や他の農業関係者まで知ることが出来るような情報の公開の仕方を教えていただきたい。【事業者】	○ 本指針については、公表後、農林水産省と連携して説明会を開催する等周知を図っていくこととしています。
○ 各項目や事例に番号を入れていただきたい。例えば、 ①単位農協が組合員に対して・・・行為 (具体的事例) ①-1 単位農協が自ら・・・義務付けること ①-2 単位農協が、・・・購入させること (理由) 今後の説明会等において、理解を促すため。 【農協系統】	○ 御指摘を踏まえ、修正します。
○ 不当となる取組とそうでない取組のボーダーラインが明確に記載されていない。具体的事例によって、ボーダーラインを明確にされたい。【農協系統】	○ 本指針は、連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引に該当し、独占禁止法上問題となるかについて、明らかにしたのですが、具体的事例は、問題行為についての理解を助けるために例示したものです。 なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。

<p>○ 公正競争阻害性や有力な事業者基準等について、第2部において、さらに解説を加えていただきたい。</p> <p>ただし、個々の行為について、追記が不可能であったとしても、第1部P2の20行目の「判断される」の後に、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針を参照」と明記願いたい。</p> <p>(理由) 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針と同じ考え方であることを確認したいため。他の事業者と扱いが異なるわけではないことも明確にするため。独占禁止法の理解を促進し、正確を期するため。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 本指針は、連合会及び単位農協による共同事業に関する固有の問題行為を中心に取り上げており、一般の事業者の事業活動と共通の事項については、特段の記載は行っておりません。</p> <p>これらについては「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」等をご参照ください。</p>
<p>○ 指針に示された問題行為は、そのすべてが独占ないしそれに近い状態を目指したものであることは明らかで、単に問題行為ではなく違反行為と判断すべきと考える。【事業者】</p>	<p>○ 本指針において、「不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある」とされている行為については、当該行為自体で直ちに独占禁止法上違法と判断されるものではなく、個々のケースに応じて市場の競争に与える影響から判断されます。また、本指針に列挙されている行為は、独占禁止法上の問題が生じると考えられる主要なものを例示的に挙げたものであって、問題となる行為は本指針記載の行為に限定されるものではありません。</p>

○ 各論

第1部 指針の趣旨と構成

1 指針の趣旨

意見の概要	考え方
<p>○ 「農業協同組合は・・・経営効率の向上や生活の改善を図ることを目的としている」とあるが、さらに、「農業協同組合は、組合員に最大限奉仕する非営利組織である」ことを追記すべきである。</p> <p>(理由) 農業協同組合法第1条で、「・・・農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図る」とされている。さらに、第8条で「組合は、その行う事業によってその組合員のために最大の奉仕をすることを目的とし、かつ営利を目的としてその事業を行ってはならない」としている。本原案では、農業協同組合の本質について誤解を招くことが懸念されるため</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>「<u>農業協同組合は・・・経営効率の向上や生活の改善を図るとともに、その組合員のために最大の奉仕をすることを目的としている。</u>」</p>

意見の概要	考え方
<p>○ 「農業者による農業協同組合への加入・脱退が自由であることはもちろん、組合員が農薬、肥料、飼料、農業機械等の生産資材を購入したり、組合員が生産した農畜産物を出荷したりする際に、農業協同組合を利用するか否かは組合員の自由意思に委ねられている。」とあるが、農協法第8条において、「組合は、その行う事業によって最大の奉仕をすることを目的」とすることを明記し、第22条において、「長期間にわたって組合の施設を利用しないもの」が組合員の除名理由とされていることから、組合員は、その事業を利用することを目的に加入するものであり、組合員の事業利用が自由意志に委ねられているとの表現は、協同組合の本質について、誤解を招くことが懸念されるため、表現の修正をお願いしたい。【農協系統】</p> <p>○ 「農業協同組合は・・・経営効率の向上や生活の改善を図ることを目的としている」とあるが、「そのため、農業協同組合は、組合員が事業を利用して協同活動に結集することにより、その使命を果たすことができる」ことを追記すべきである。</p> <p>（理由）農協法第12条第1項第2号には、「事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続的に受けているものであって、施設を利用することを相当とするもの」を組合員たる資格を有する者としている。本原案は、協同組合の特性を踏まえ、組合が注意すべき行為を記載していることを明確にするため。</p> <p>【農協系統】</p>	
<p>○ 「組合員に対して農業協同組合を通じた取引」とあるが、「取引」ではなく「利用」と修正されたい。</p> <p>（理由）協同組合の事業は、組合員が共同して行い、共同して「利用」するものであり、「利用」が通常用語法である。そのために、系統農協の事業を利用することを「系統利用」と呼んでいる。また、農協法第12条第1項第2号でも施設（事業のこと）の「利用」という用語が使われている。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「組合員に対して農業協同組合の<u>事業の利用</u>（いわゆる系統利用）を強制したり、・・・」</p>
<p>○ 「組合員の自由で自主的な取引先の選択が妨げられたり、独占禁止法に違反する行為が行われることにもつなが</p>	<p>○ 前半の第1部の1（3）に関する御指摘については、「自由で自主的な取引先</p>

意見の概要	考え方
<p>りかねない。」とあるが、「たり」が1つしかないために、「自由で自主的な取引先の選択が妨げられる」と「独占禁止法に違反する行為」の関係が不明確である。「自由で自主的な取引先の選択が妨げられる」と「独占禁止法に違反する行為」が同じとの趣旨であれば、「組合員の自由で自主的な取引先の選択が不当に妨げられるなど独占禁止法に違反する行為が行われることにもつながりかねない。」と修正されたい。</p> <p>同様にP 1の第1部1(1)でも「妨げたり……機会を奪うことなどを通じて」とあるが、「<u>妨げることや……機会を奪うことなどを通じて</u>」と修正されたい。【農協系統】</p>	<p>の選択が妨げられること」とは、組合員の自由で自主的な取引が制限され、競争に悪影響を及ぼすことを広く表現したものであり、「独占禁止法に違反する行為」と同じではありません。</p> <p>後半の第1部の1(1)の第2段落については、御指摘のとおり修文します。</p>

2 指針の性格及び構成

(1) 指針の性格

意見の概要	考え方
<p>○ 「連合会及び単位農協による共同事業・・・」とあるが、「共同事業」そのものの定義・範囲が不明確なため「共同事業」の定義を明確に記載すべきである。例えば、「組合員が事業または生活を行うために必要な活動の一部を集中して協同組合の事業として行うことによって、組合員それぞれが利益を得るという方式で行われる事業」など。【農協系統】</p>	<p>○ 本指針は、連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて、具体的な事例を挙げながら明らかにしたものです。御指摘の部分は、本指針でどのような行為を中心に取り上げているかを示しているものですが、本指針の範囲を限定する趣旨ではなく、また、独占禁止法上問題となる行為や問題とならない行為は、本指針記載の行為に限定されるものではありません。</p>
<p>○ 「独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適正な活動に役立てようとする」とあるが、「<u>独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てようとする</u>」と修正されたい。</p> <p>(理由)(1)「1 指針の趣旨」では(4)で違反防止と「農業分野における・・・」とされており、趣旨との整合性が必要。(2)「その適正な活動」とだけでは、何が「適正」なのか理解しにくく、「活動」も「連合会及び単位農協の適正な事業活動」とはつきりしないと意味が伝わりにくい。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘のとおり修文します。</p>

意見の概要	考え方
<p>○ P 2 の 23 行目の次、「本指針では」の前に、次のように追加記載願いたい。</p> <p>「なお、協同組合特有の事情として、連合会又は単位農協の行う事業活動は、事業者としての活動であると同時に、それらの構成員による共同事業であるという側面を有している。このため、共同事業を成立させ構成員全体の利益を達成する必要から、構成員に対して一定の制約を課すことがありうる(共同出荷でばらばらの包装資材を利用するのではなく、農協の名前と商標入り統一包装資材の利用を義務付けるなど)が、それが是認される場合も少なくないと考えられるものの、このような制約を課すことが是認されるかどうかは、主として合理的な理由があるかどうか、必要最低限の制約をすべての組合員に対して同等に課すかどうかの観点から判断されることとなる。」</p> <p>(理由) 合理的な理由がある場合としては、安全性や品質の維持だけでなく、経済的な合理性やブランドの形成・維持などの観点からの制約を課す場合もあり、独占禁止法上の判断基準を示すことが望まれるため。</p> <p>【農協系統】</p> <p>○ 合理的理由の例示に「効率性の確保」を追加、または、その趣旨を明記すべきである。例えば、「農業協同組合は全体の利益を確保するために構成員に対する制約が必要な場合があることを配慮する必要がある」など</p> <p>(理由) 単位農協又は連合会の行う事業は、それ自身の事業活動であると同時に構成員による共同事業であるので、全体の利益を確保するためには、構成員に対する制約が必要な場合もあるため。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 連合会又は単位農協が組合員等の構成員に対して一定の制限を課しても独占禁止法上問題とならない場合についての基本的な考え方は、第 1 部の 2 の (1) 第 3 段落、第 2 部第 2 の 1 の (2) (注 6)、同 (4) (注 8) 等に記載しているとおりですが、「共同事業を成立させ構成員全体の利益を達成する必要」や「効率性の確保」については、これらによって直ちに独占禁止法上問題とならないとは必ずしもいえないことから、例示としては適切ではないと考えます。</p> <p>なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されますが、御指摘の行為(「共同出荷でばらばらの包装資材を利用するのではなく、農協の名前と商標入り統一包装資材の利用を義務付ける」)は、通常、共同出荷という行為の中に含まれると考えられます。</p>

第2部 農業協同組合に係る不公正な取引方法について

第1 独占禁止法と農業協同組合

3 独占禁止法の禁止行為と協同組合に対する適用除外制度

意見の概要	考え方
<p>○ 農業協同組合の活動に対する独占禁止法の適用は、農業協同組合法に基づく組合が基本的に独占禁止法第22条で適用除外され、同条ただし書きの規定に該当する場合に弊害規制として独占禁止法の適用が行われているので、この関係を第1部で明確にすべきである。【個人】</p> <p>○ 独占禁止法第22条本文は、「法律の規定に基づいて設立された組合」という要件を置いているので、農業協同組合法の中で独占禁止法を適用するときに関係のある組合員外の者に対する組合施設の利用制限（組合法第10条第19項）、組合と組合員との間の専属利用契約の制限（組合法第19条）等については関連性を説明した方がよい。【個人】</p> <p>○ 独占禁止法の適用が除外される共同経済事業は、農業の場合地域性が特に尊重される単位組合の場合にはその必要性が強く、単位組合と全国的な連合会との場合には適用除外の実質的意味が異なることも付言しておいた方が理解し易いのではないかと感じる。【個人】</p>	<p>○ 本指針は、連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて、明らかにしたものであり、農業協同組合と独占禁止法適用除外の関係については、第2部の第1の3において、本指針に必要な記載をしています。</p>
<p>○ 第2部第1の3（注3）について、 食糧の安定的確保とともに、国内や地域の農業経営を守るために、農畜産物価格を安定させようとする需給調整システムに参加・協力するかを判断するのは農業者自身である。国内農畜産物の市場を守り、再生産価格を確保できるよう市場価格を支えているのは様々な需給調整システムに参加・協力をしている農業者であり、自己の努力によって自らの生産物を売り切ることができる農業者も、需給調整システムに参加・協力している農業者が死守している国内市場の恩恵を受けているといえる。 政府・農林水産省などの政策・施策についても、個々への割当・負担よりも、地域への割当・負担を求めるものが多く、その割当・負担の調整・達成機能を農業者のほとんどが加入し組織する農協が担っている状況の中で、組合員である農業者個々に公平な負担を求めるための施策として、農協が行う事業を利用する際の差別化などの対応がますます必要とされているのではないかと感じている。「組</p>	<p>○ 本指針は、連合会及び単位農協の行為がどのような場合に不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて明らかにしたものです。 また、本指針に列挙されている行為は、独占禁止法上の問題が生じると考えられる主要なものを例示的に挙げたもので、独占禁止法上問題となる行為や問題とならない行為は、本指針記載の行為に限定されるものではありません。 なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>

意見の概要	考え方
<p>合員の自由かつ自主的な判断による取引」とは、「自分だけがよければ、他人はどうでもよい」という意味合いではないと信じており、一般的な取引とは隔離した、生産調整・需給調整システムへの参加・協力を促す行為に限定した取引方法について、独占禁止法上問題とならないようにし、またその適用範囲等を明確化していただきたい。【農協系統】</p>	
<p>○ 第2部の第1の3の『(注3) 生産調整に参加しない者への不当な差別的な取扱い』は、P4・22行目の注記とされているが、この文章(単位農協の共同計算)の注記には該当していない。これは、P4・15行目に係る注記ではないか。【農協系統】</p> <p>○ 第2部の第1の3に「(注3) 生産調整については、これに参加しない事業者に対して、協同組合内で不当に差別的な取扱いが行われ、…」とあるが、具体的にはどのようなことか明記されたい。【農協系統】</p> <p>○ P5(注3)において、「生産調整については、これに参加しない事業者に対して、協同組合内で不当に差別的な取扱いが行われ、その事業者の事業活動を困難にさせる場合には、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある」と記載されているが、本文において、生産調整は、差別的な取扱いが行われない限りは、独占禁止法の適用が除外されることを明記するべきである。【農協系統】</p> <p>○ 生産調整は、国民への食料の安定供給や、組合員の経営継続のために必要な行為であることを明確にすべきである。例えば、「生産調整については、自発的な運動として行うことは当然、独禁法上問題ないが・・・」など。 (理由) 組合員等に生産調整について誤解がないようにするため。 【農協系統】</p> <p>○ 認定農業者制度は、経営改善に取り組む意欲ある農業者が、「農業経営のスペシャリスト」を目指すための“農業経営改善計画”を作成し、市町村が認定するもので、平成19年度からの農政改革では重点的に施策を講じる条件と</p>	<p>○ 本指針は、連合会及び単位農協の行為がどのような場合に不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて明らかにしたものであることから、生産調整についても、どのような場合に、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがあるかを(注3)で記載したものです。 なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>

意見の概要	考え方
<p>している。認定基準としては、①市町村基本構想に適しているか、②農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか、③達成できる計画か、との3点が挙げられているが、特に②については生産調整に取り組むことが必要条件とされている。新たな農業政策との整合性を踏まえれば、これら国による施策を受け、JAグループが主体的に行う生産調整に関わる諸対策は独占禁止法上問題とすべきではないものと考えられる。</p> <p>【農協系統】</p>	

4 不公正な取引方法

意見の概要	考え方
<p>○ 第2部の第1の4①～⑧の随所に、「事業者」や「取引相手」という文言が出てくるが、当ガイドラインとしては、誰を指すのか読取りにくいので、明確にしていきたい。例えば、以下のように修正されたい。</p> <p>①「不当に連合会または単位農協が単独で特定の事業者（販売先・仕入先・組合員・連合会または単位農協）との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させたりする行為」</p> <p>②「事業者団体（連合会または単位農協）若しくは共同行為（共同販売事業・共同購買事業・共同施設利用等）からある単位農協または組合員を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある単位農協または組合員を不当に差別的に取り扱い、その単位農協または組合員の事業活動を困難にさせる行為」</p> <p>③「正当な理由がないのに、商品を不当に低い価格、例えば実質的な仕入価格を下回る価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為」</p> <p>⑥連合会が単位農協等に連合会取扱商品の組合員等への供給価格を指示する行為、または、連合会または単位農協が販売先等に販売品の販売価格を指示する行為</p> <p>⑧取引上優越的地位にある連合会または単位農協が、その地位を利用して取引先・単位農協・組合員等に対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為。例えば押し付け販売など。</p> <p>（理由）農協独禁法ガイドラインにおいて、理解を深め</p>	<p>○ ①～⑧は、不公正な取引方法のそれぞれの項目が一般的にどのような行為であるかを条文に即して簡潔に示しているものです。</p>

意見の概要	考え方
<p>るために、より分かりやすい表現に改めるため。また、⑥では農協は「自社」とはいわないため。 【農協系統】</p>	

第2 単位農協による組合員に対する問題行為

1 購買事業に関する問題行為

(1) 購買事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為

意見の概要	考え方
<p>○ 『(注5) 占有率リベート』の定義(意味)が明確でない。分かりやすい表現にすべきである。【農協系統】</p> <p>○ 「累進的な奨励金」は「著しく高い累進的な奨励金」と変更すべきである。 (理由)「流通・取引慣行に関する独占禁止法の指針」による内容を誤解されないようにするため。 【農協系統】</p> <p>○ 「流通・取引慣行に関する独占禁止法の指針」による内容を誤解されないようにするために、「累進的な奨励金」は「著しく高い累進的な奨励金」と変更すべきである。 【農協系統】</p> <p>○ 「生産資材の購入における系統利用率に応じた累進的な奨励金を支給すること」については、問題行為としているが、例えば、JAが組合員に対し、利用額に応じ累進的な奨励金を支給することは著しく累進的でない限り問題がないことを明記して頂きたい。また、著しく累進的な場合の例示もあわせて示して頂きたい。【農協系統】</p> <p>○ 『単位農協が必要とする肥料及び農薬の大部分を連合会から購入しており、・・・、累進的な奨励金』は問題としているが、「流通慣行取引の独禁法指針」によると、累進的な奨励金を支給すること自体は問題ないとされている。よって、『著しく高い割合で累進的な奨励金』と表現を改めるべきである。【農協系統】</p> <p>○ 「(注13) 系統利用率に応じた累進的な奨励金(占有率リ</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、(注5)と(注13)を以下のように修文します。</p> <p>(注5) 組合員に不利益を課す場合のほか、競争事業者との取引を制限することとなる系統利用率に応じた奨励金(占有率リベート)等を供与する場合も含まれる。以下同じ。 なお、系統利用率に応じた奨励金(占有率リベート)等の考え方については、<u>流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第2部第三 参照</u></p> <p>(注13) 系統利用率に応じた累進的な奨励金(占有率リベート)等の考え方については、<u>流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第2部第三 参照</u></p>

意見の概要	考え方
<p>べート)等の考え方については、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第2部第三 参照」とあるが、『系統利用率に応じた奨励金』なのか、『累進的な奨励金』なのか、明記願いたい。</p> <p>また、累進的な奨励金については、著しく累進的でない限り不公正な取引に該当しないと思われるので、その旨明記願いたい。また、『占有率リベート』は即ち累進的な奨励金を指すものではないと思われるので、その旨分かるよう記載願いたい。【農協系統】</p> <p>○ 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針における定義と異なっているために、占有率リベートは累進的なリベートと誤解されるため、以下のとおり修正願いたい。</p> <p>「(注13) 系統利用率に応じた奨励金や著しく累進的な奨励金等の考え方については、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第2部第三 参照」【農協系統】</p> <p>○ 注5と注13に占有率リベートが出てくるが、後者の注13に解説があって分かりにくいので、例えば以下のように注5に解説を移動されたい。(注5)「組合員に対し不利益を課す場合のほか、競争事業者との取引を制限することとなる系統利用率に応じた奨励金等を供与する場合も含まれる。以下同じ。なお、系統利用率に応じた奨励金(占有率リベート)や著しく累進的な奨励金等の考え方については、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第2部第三 参照」(注13)「系統利用率に応じた奨励金や著しく累進的な奨励金等の考え方については、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第2部第三 参照」【農協系統】</p>	
<p>○ P7(注5)に関連して、組合員の単位農協の事業の利用高をポイント化して、ポイントに応じて値引還元をするいわゆるポイント制は、百貨店グループ等では現在広く行われているが、原則問題ないと解してよいか。【農協系統】</p> <p>○ 第2部の第2の1の(1)の(注5)に関連して、組合員の単位農協の事業の利用高をポイント化して、ポイントに応じて値引還元をするいわゆるポイント制は、百貨店グループ等では現在広く行われているが、原則問題ないと解</p>	<p>○ いわゆるポイント制については、通常それ自体が独占禁止法上問題となるものではありません。</p> <p>また、本指針では、連合会及び単位農協による共同事業に関する固有の行為を中心に取り上げており、一般の事業者と同様の事業活動については特段の記載を行っておりません。</p>

意見の概要	考え方
<p>してよいか。【農協系統】</p> <p>○ ポイント制は現在広く行われている。については、独占禁止法上問題ないことを明確にするために、組合員の事業利用高をポイント化して、ポイントに応じたメリットを還元するポイント制は原則問題ないと思われるので明記していただきたい。【農協系統】</p>	
<p>○ 「その管内に種子を扱う事業者が、単位農協以外にはいない」ことが前提となっているが、もし種子を扱う事業者が複数いる場合には、どのような判断となるか。</p> <p>(理由) 問題になる範囲とならない範囲を明確にするため。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 具体的事例は、過去に独占禁止法上問題となった事例等を踏まえて、問題行為についての理解を助けるために例示したものであり、問題行為を網羅的に示したものではありません。</p> <p>なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>

(2) 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

意見の概要	考え方
<p>○ 以下のように修正されたい。</p> <p>「育苗センター、ライスセンター、カントリーエレベーター等の施設は、農畜産物の生産・出荷を行う上で極めて必要性が高いものであるが、共同利用施設は設備費・施設維持費が高価である等のため、代替施設を自ら保有することが困難な組合員にとっては連合会または単位農協の共同利用施設の利用を制限又は禁止されると、農業活動を行う上で重大な支障が生じることになる。」</p> <p>(理由) 事実誤認であるため。乾燥機の農家保有も多く、共同利用施設を利用しないケースがかなりある。別紙統計※で平成17年は年3万台弱出荷されており、耐用年数も相当あることから、共同乾燥施設の代替施設を保有する農家が相当数あるが、すべての農家にとって共同利用施設は必須または不可欠施設であるかのような記載となっているため。</p> <p>※http://www.jfmma.or.jp/data/xls/kakutai-17.xls</p> <p>また、耐用年数と処理数量によっては、共同利用施設の乾燥経費より安価な場合もある。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「育苗センター、ライスセンター、カントリーエレベーター等の共同利用施設は、農畜産物の生産・出荷を行う上で極めて必要性が高いことから、これらの代替施設を保有することが難しい組合員にとって、このような共同利用施設の利用を制限又は禁止されると、農業活動を行う上で重大な支障が生じることになる。」</p>

(3) 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

意見の概要	考え方
<p>○ 第2部の第2の1の(3)(注7)の「代金支払いの繰延べ」の内容が不明確であるため具体的に記載すべきである。例えば、「繰延べ(分割払いや後払いなど)により・・・」など。【農協系統】</p>	<p>○ 「代金支払いの繰延べ」とは、例えば、生産資材の代金の支払いを収穫時まで猶予することですが、正確な表現にするため、「消費者信用の融資信用に関する不当な表示」(昭和55年公取委告示第13号)の備考1を参考にして記載したものです。</p>
<p>○ 第2部の第2の1の(3)の具体的事例に、「単位農協が組合員に対し、①自己から農業機械を購入することを条件に融資を行うこと、②融資の条件として、商系事業者から農業機械を購入した場合には組合員又は商系事業者から手数料を徴収することを認めさせること」とある。</p> <p>通常商系事業者と取引を行う際、商系事業者の信用確保のため、また組合員の取引決済を農協の普通貯金口座で行うために、『肥料・飼料・生産資材関係の売買に関する基本契約書』を締結し、農協にある組合員の普通貯金口座で代金決済を行っている。</p> <p>この契約書に関する取引については手数料を徴収しているが、商系事業者の要望で普通貯金口座決済をするために商系事業者と農協が契約を締結し、手数料を徴収することを認めさせることは問題ないと思われるので、その旨明記されたい。【農協系統】</p>	<p>○ この具体的事例は、「信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為」に関して、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある行為として、例示したものです。</p> <p>手数料を徴収することを一般的に問題としているものではありません。</p>

(4) 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

意見の概要	考え方
<p>○ 第2部第2の1の(4)(注8)ブランド農産物の扱いは、P10・下から5行目の注記とされているが、この文章(生産履歴記帳運動)の注記には該当しない。例えば、P10・4行目に係る注記ではないか。【農協系統】</p> <p>○ P10・下から5行目 『(注8)』は、P11・2行目の説明を読むと、ブランド農産物の扱いのことであり、生産履歴記帳運動にかかるものではない。『(注8)』に位置をP10・4行目に変更すべきである。【個人】</p>	<p>○ (注8)については、生産履歴記帳運動のほか、生産方法の統一について一般的にどう考えられるかを記載したものです。</p>
<p>○ 第2部の第2の1の(4)の(注8)の「合理的な理由が認められる必要最小限度の範囲内で単位農協の農畜</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。</p>

意見の概要	考え方
<p>産物の生産方法を統一すること・・・は、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。」について問題にならないケースを例示していただきたい。</p> <p>例えば、「飼料などで配合割合などの製造ノウハウが事業秘密である場合に、飼料などを指定して食肉などの畜産物などのブランド化を図る場合は原則として独占禁止法上問題とならない。」とP11の(注8)の後(6行目)に追記することが考えられる。</p> <p>または、P11の上から3～4行目の「出荷するために、」の後に「品質の均一化等」を挿入し、かつ、P11の上から6行目の「それ自体は」の前に「結果的に単位農協が供給する特殊な生産資材の購入を求めることになって、」を挿入することも考えられる。【農協系統】</p> <p>○ 第2部の第2の1(4)の(注8)は、「ブランド農畜産物として出荷するために、合理的な理由が認められる必要最小限の範囲内で、単位農協の農畜産物の生産方法を統一すること・・・は、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。」と記載されているが、ブランドの品質保証機能を発揮するために資材の限定が必要な場合があり、状況によっては、購入先を限定する以外に方法がない場合があることから、JA以外で取り扱っていない成分、品質の資材等を統一資材として限定する場合等について、問題とならないことを明記していただきたい。【農協系統】</p> <p>○ 生産履歴記帳運動については、P.10～P11において、「取組自体が独占禁止法上問題となるものではない」としており、また、ブランド農畜産物として出荷するための生産方法の統一についても、同様な見解を示している。</p> <p>一方で、「単位農協から購入するものに限定するなど、組合員に対して競合する商系事業者の販売する生産資材の使用を制限又は禁止する場合には、組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、競争事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなり、独占禁止法上問題となるおそれがある。」こととしている。</p> <p>JAは、組合員の事業者団体として、組合員の生産する農畜産物をブランド農畜産物として、他の商品と差別</p>	<p>「一般的に、農畜産物の品質を揃え、ブランド農畜産物として出荷するために、<u>品質の均一化等</u>に関し合理的な理由が認められる必要最小限の範囲で、・・・」</p> <p>なお、具体的な行為が(注8)に当たるかどうかについては、当該ブランド農畜産物の品質・規格の内容や程度、生産方法の統一の必要性等を勘案して、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>

意見の概要	考え方
<p>化し、他のＪＡ、商社等の販売するものとの競争に打ち勝ち、より有利に販売するため、生産方法を統一し、その生産履歴を明らかにしているケースが多くある。</p> <p>農産物をブランド化し、価値を高めていくこと自体は、自由競争における企業努力そのものであり、独占禁止法が求める自由競争そのものである。ＪＡ自体が、組合員自らが組織し、運営している事業者団体であることから、組合員自らが、使用する肥料、農薬等の投入資材を統一し、その購入を自らが組織し、運営するＪＡから購入することとしても、それ自体が、ブランドを維持し、消費者の信頼を高めることを目的とするものである以上は、「組合員の自由かつ自主的な取引を阻害」することにはならないことを明確に記載するべきである。また、これらの統一した資材の使用の状況を生産履歴として消費者に開示することは、ブランド品であることを証明する行為であり、ブランドの維持のため、当然必要な行為であることも明記すべきである。【個人】</p> <p>○ 「合理的な理由が認められる必要最小限度の範囲内で単位農協の農畜産物の生産方法を統一すること・・・は、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。」とあるが、生産履歴記帳のない農産物を共同販売事業の対象外にすることは、独禁法上問題ないことを明記すべきである。</p> <p>例 「農産物の安全性の確保のために、①生産履歴記帳の普及率が高く記帳が当たり前になっていること、②ポジティブリスト対策実施上の一環として記帳が不可欠であること、③わずかな非記帳品の分別集荷がＪＡの共同販売事業の効率性を大きく妨げているなどの状況がある場合には、非記帳品を共同販売事業の対象外にすることは正当な理由にあたり、原則、独占禁止法上問題になるものではない」など【農協系統】</p> <p>○ 「合理的な理由が認められる必要最小限度の範囲内で単位農協の農畜産物の生産方法を統一すること・・・は、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。」について問題とならないケースを例示すべきである。</p>	

意見の概要	考え方
<p>(理由) 問題とならないケースの例示が指針遵守のために有効であると考えため。</p> <p>【農協系統】</p> <p>○ 「ブランド農畜産物として出荷するために、合理的な理由が認められる必要最小限の」とありますが、合理的な理由の例示をしてもらいたい。また、「生産方法の統一が確認できない者はブランド農畜産物として扱わないことは問題にならない」と明記してもらいたい。</p> <p>(例示) 農協が行う加工事業の買取原材料(買取販売事業含む)として扱う農畜産物については、生産方法を統一することは問題にならない。委託販売事業で、市場等の販売先から栽培方法として評価を受けている配合肥料を使用するもののみをブランド品として扱うことは問題にならない。等</p> <p>(理由) 加工事業は食の安全はもちろん製品品質上必要になりますが組合員・農協向けにわかりやすくするため明記をお願いしたい。委託販売でも歴史的に市場等から評価されている場合は、生産方法の統一が確認できない農畜産物をブランドとして扱うことはブランド保障ができなくなると考えられます。</p> <p>【農協系統】</p>	
<p>○ 第2部第2の1(4)の「同じ品質・規格」の文言が、JAによって「同じ品質・規格」狭義に解釈され、(商系事業者から同等の肥料・農薬が入手可能なものについても)JA固有の肥料・農薬として組合員にJAとの取引を余儀なくさせることにより、商系事業者にとって命取りになりかねない、と危惧している。</p> <p>従って、「同じ品質・規格」という表現を「同等の品質・規格」とするか「農畜産物の施肥・防除基準に基いた」と修正されたい。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘の箇所については、生産履歴記帳運動の役割を記載するとともに、独占禁止法上問題となるおそれがある場合を例示したものです。</p> <p>なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>

2 販売事業に関する問題行為

(1) 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為

意見の概要	考え方
<p>○ 第2部第2の2(1)の最初の○において、「単位農協</p>	<p>○ 第2部第2の2の(1)の本文にお</p>

意見の概要	考え方
<p>が組合員に対して、組合員が販売事業を利用する際に、全量又は一定の割合・数量以上について販売事業の利用を条件とする行為」が独占禁止法上問題となるとしているが、「利用を条件とする行為」が問題になるのであって、「利用する状態」や「正当な行為の単なる結果としての高い利用率」は問題にならないということを確認したい。</p> <p>例えば、農畜産物の販売事業において、主な出荷先が大消費地であって、大消費地から離れているために個人での運送が非効率となる結果、全量又は一定割合・数量以上について連合会又は単位農協の販売事業の利用をしている状態や、共同出荷を単に呼びかけた結果として利用率が高くなっている場合は、「利用を条件とする行為」等の独占禁止法違反のおそれのある行為には該当しないと考える。</p> <p>(理由) あらゆる行為が違反になるという誤解を避けるために、確認したい。</p> <p>【農協系統】</p> <p>○ 第2部の第2の2の(1)に「全量又は一定の割合・数量以上」とあるが、誤解を防ぐため、出荷契約書の締結によるものは、独禁法上問題ないことが分かるように記載すべきである。例えば、「組合員が販売事業を利用する際に、任意の契約に基づかず、全量又は一定の・・・」など</p> <p>【農協系統】</p>	<p>いて、「・・・販売事業の利用を事実上余儀なくさせる場合には」と記載しているように、御指摘のとおり、「利用を条件とする行為」が問題となるのであって、組合員の自由かつ自主的な選択の結果を問題とするものではありません。</p> <p>なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、出荷契約書を締結しているかどうかといった形式ではなく、市場の競争に与える影響から実質的に判断されます。</p>

(2) 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為

意見の概要	考え方
<p>○ 販売集出荷施設の建設と施設能力、人員の手当て及び市場等への販売対応等のため利用は計画的に行う必要がある。このため出荷契約の締結や出荷計画書の提出の上、必要により出荷日程数量等の調整をしている。また、第2部第2の1の(2)(注)6では、組合員の利用日程の調整を行うことは、原則として独占禁止法上問題になるものではないとしており、その前提としての出荷計画書や出荷契約書が必要となる。第2部の第2の2の(1)に「全量又は一定の割合等について条件とする」とあるが、例えば「出荷計画書等を提出しない者について、販売集出荷施設の利</p>	<p>○ ある事業を利用する上で必要な手続を行わなかったために、当該事業を利用できなかったり、それを制限されたりすることは、原則として独占禁止法の問題ではありません。このことは、御指摘の点に限らず一般的にいえることですので、ここであえて記載する必要はないと考えます。</p>

<p>用を断ることがあると規定することは経済的合理性から問題ない」と明記されたい。</p> <p>【農協系統】</p>	
<p>○ カントリーエレベーターなどの共同利用施設で生産履歴記帳を行ったものを行わなかったものなど異なる品種が混ざる（コンタミする）と、表示と実態に齟齬が生じ、市場価格が大幅に低下するなど、組合員の経営維持に重大な危険を与えるため、共同利用施設の利用については、コンタミ（異品種混入）防止の観点からの利用制限は、原則、独占禁止法上の問題とならないことを明記すべきである。</p> <p>【農協系統】</p> <p>○ 共同利用施設の例示として、カントリーエレベーターをあげている。カントリーエレベーターは、複数の生産者の生産物が混合され、均一の製品として調整されるため、生産履歴記帳を行ったものを行わないもの（又は農薬の検出されたものとされないもの）等均一の商品として出荷できないものについて、受入を拒否することについては違反とならないよう補足して頂きたい。</p> <p>【農協系統】</p> <p>○ 販売事業にかかる生産履歴記帳を行わない生産者の販売物の受入を一定の条件下で、JAが拒むことについては違法性がないことを明記すべきである。① 生産履歴記帳の普及率が高く記帳が当たり前になっている、② ポジティブリスト対策実施上の一環として記帳が不可欠である、以上を前提として、③ わずかな非記帳品の分別集荷がJAの共同販売事業の効率性を大きく妨げる可能性が高い場合、非記帳品を共同販売事業の対象外にすることは正当な理由に当たる。</p> <p>（理由）生産履歴記帳に係る施設利用の制限の可能な条件を周知するため。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 共同利用施設の利用制限についての基本的な考え方は、第2部の第2の1の（2）（注6）に記載しているとおりでありますが、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>
<p>○ 共同乾燥施設等は、一般に利用料金だけで収支が確保されないため、販売手数料も確保する必要がある。よって、組合員が共同乾燥施設等を利用したにもかかわらず、販売についてはJAを利用しない場合は、施設の維持管理費の公平性確保の観点から、利用料金に格差を付けるのは容認されるべきである旨明記されたい。【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘の点については、例えば、JAの販売事業を利用しているかどうかによって共同利用施設の利用料金に格差をつけることの必要性、利用料金の格差の程度、これにより販売事業の利用を余儀なくされるかどうか等を勘案して、</p>

	個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。
--	---------------------------------

(3) 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為

意見の概要	考え方
<p>○ 単位農協が組合員に対して、信用事業を組合員が利用する際に、販売事業の利用を事実上余儀なくされる行為について、問題としているが、経営不振組合員に対し、経営改善資金を融資する際に、回収財源が農産物代金しか無いような場合、債権保全措置として、農産物の出荷をJAに限定することについては、違法とされない旨の付記をして頂きたい。【農協系統】</p> <p>○ 物的担保を有しない組合員に対する融資の取扱いについて、信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為について、P.13において、例えば、以下のような行為は、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがあるとし、具体的に「単位農協が組合員に対して、組合員が信用事業を利用する際に、販売事業の利用を条件とする行為」を例示している。独占禁止法は、自由競争を原則とし、競争を制限、阻害する行為を禁止している。自由な競争が成立するためには、個々の事業者が、経済的に自立していることが前提となる。一方、農協は、経済的な弱者である農家が組合に加入し、事業を利用することにより、自己の利益を求めるのみではなく、共同の利益を追求する相互扶助を目的とした組織である。また、一部の経営不振組合員の脱落を防ぐことにより地域全体の利益を追求する地域共同体の側面も持つ。物的担保を有しない組合員に融資する場合、販売農畜産物を農協の販売事業を経由することにより、唯一の資金償還財源である農畜産物販売代金の保全を図ることは当然のことであり、逆に償還財源を保全できなければ、JAのみではなく、他の金融機関からもこのような組合員は融資を受けることができず、離農を余儀なくされる。このような、物的担保を有しない組合員に対し、農協の販売事業を経由することを求めることは不公正な取引に該当しないことを明記していただきたい。【個人】</p> <p>○ 債権保全のために必要な制限は、違法性がないことを</p>	<p>○ 他の金融機関が行っている融資業務と同じく、債権保全に必要な範囲内で、融資に当たり条件を付けること自体が直ちに独占禁止法上違法となるものではありません。一方、組合員が単位農協の信用事業を利用する際に、当該単位農協が債権保全に必要な範囲を超えた制限を課す場合は、独占禁止法上問題となる可能性があります。</p> <p>御指摘の点が独占禁止法上問題となるかどうかは、①経営不振組合員の範囲、②他の債権保全の手段の有無、③債権保全の必要性と制限された取引との関係等を勘案して、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>

意見の概要	考え方
<p>明記すべきである。例えば、「債権保全措置として合理的な範囲内で制限を課すことは、原則として、独占禁止法上問題となるものではない」など</p> <p>(理由) 債権保全の範囲内では、組合員の行為を制限することも必要であることを明らかにするため。</p> <p>【農協系統】</p> <p>○ 「信用事業を組合員が利用する(注7)際に、自己の購買事業の利用を強制する等何らかの方法により、当該組合員が農畜産物の生産に必要とする生産資材の全量又は一定の割合・数量以上について購買事業を利用することを事実上余儀なくさせる場合」違法となるおそれがあることとしている。経営不振組合員に対し、経営安全資金を融資する際に、経営改善を目的に、肥料、農薬等の使用方法等のJAの技術指導に従うことを契約書等に明記することについては、JAの資材を利用することを強制しない限り違法とはならない旨の付記をしていただきたい。【農協系統】</p> <p>○ 「債権保全上で必要な場合は、規程等で一定の制限をすること」は、拘束条件付取引にならないことを明記してもらいたい。</p> <p>(理由) 債権保全の範囲内では、組合員との取引を制限することは必要であり、また制限がなければ別途の債権保全措置を講ずることが必要になり、組合員の事業利用の利便性に欠けることとなります。</p> <p>【農協系統】</p>	

第3 連合会による単位農協に対する問題行為

意見の概要	考え方
<p>○ 「手数料を徴収している」は不正確な表現であり「手数料を得ている」と修正願いたい。【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘のとおり修正します。</p>
<p>○ <P14:8行目>○印での記載内容を踏まえた『具体的事例』となっていないので、○印と整合させた具体的事例を記載すること。【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘の具体的事例は、過去に独占禁止法上問題となった事例等を踏まえて、「・・・単位農協が連合会の購買事業を利用せずに購入したいと考えている生産資材についても購買事業を利用させる行為」として例示したものです。</p>

意見の概要	考え方
	<p>なお、第2部の第2の(1)の注で記載しているように、「強制する等何らかの方法により」には、組合員に対して不利益を課す場合のほか、競争事業者との取引を制限することとなる系統利用率に応じた奨励金(占有率リベート)等を供与する場合も含まれます。</p>
<p>○ ①<P14・14行目>具体的事例として「単位農協が肥料・農薬の大部分を連合会から購入しており、……一定割合……計画書を提出……」等複数の条件が付されているが、このうちひとつでも欠けると抵触しないとも考えてよいか。【農協系統】</p> <p>○ 前提となる条件がこの事例では異常に多いために本来の主旨を理解しづらい。奨励金の在り方そのものを問題とした方が分かりやすい。①連合会からの奨励金が重要な収益源でなかったならば、②購入率の定めがなかったならば、③年間計画書の提出が不要だったならば、①～③に抵触しなければ問題がないようにも解釈できる。</p> <p>(理由) 問題となる要点のみを記述し、無用な混乱を避けるため。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘の具体的事例は、過去に独占禁止法上問題となった事例等を踏まえて、問題行為についての理解を助けるために例示したものです。</p> <p>なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>
<p>○ 不当廉売について、「正当な理由がないのに」との記述があるが、正当な理由を例示すべきである。</p> <p>(理由) 正当な理由の例示が指針遵守のために有効であると考えられるため。</p> <p>【農協系統】</p> <p>○ 不当廉売について、「仕入価格を下回るかどうかを一つの基準としている」と記載しているが、例えば、新規作物の作付け誘導のため、その作物の種子を購入した場合、原価を下回る奨励措置を行った場合、他の業者との取引を制限する目的ではなく、地域農業を振興し、他の地域のJAや販売業者に対する競争力を高めることを目的としているものであることから、違法とはならない旨を付記していただきたい。【農協系統】</p> <p>○ 農畜産物のブランド化に向けた助成措置について</p>	<p>○ 本指針は、連合会及び単位農協による共同行為に関する固有の問題行為を中心に取り上げており、一般の事業者と同様の事業活動については、特段の記載を行っておりません。不当廉売についての一般的な考え方については、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」等を御参照ください。</p> <p>なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>

意見の概要	考え方
<p>特定の品目について、ブランド化を図るため、種子代金等について、助成措置を講じる場合があるが、その助成額を供給価格から控除すると、実質的に仕入原価を下回る場合があり、不当廉売に該当するのではという疑義が生ずる。</p> <p>上記のように種子代金等の購入額に対し助成措置を講ずることは、競争関係にある事業者の事業活動を困難にすることを目的としているのではなく、地域農業を振興するため、新規農産物導入すること、または、地域のブランドを維持、発展させるため、一定の数量を確保することにより、ブランド力を高め、他の地域のJAや販売業者に対する競争力を高めることを目的としているものであることから、このような助成措置は、実質的に仕入れ価格を下回る場合であっても、不公正な取引とならないことを明記していただきたい。【個人】</p>	
<p>○ 連合会による以下の行為を、ガイドラインの「問題行為」として規定していただきたい。</p> <p>○ 連合会による単位農協に対する問題行為</p> <p>連合会が単位農協に対して、単位農協が米穀を連合会に販売委託する際に、単位農協が連合会の販売事業を利用せずに販売したいと考えている米穀（数量）についても販売事業を利用させる行為。</p> <p>（理由）単位農協の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、米穀販売事業者等が単位農協と取引をする機会が減少することとなる。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>○ 本指針に列挙されている行為は、連合会又は単位農協の行為に関して、独占禁止法上問題が生じると考えられる主要なものを例示的に挙げたものであり、問題となる行為は本指針記載の行為に限定されるものではありません。</p> <p>御指摘の行為が実際に行われる場合には、独占禁止法上問題となり得ると考えますが、独占禁止法上違法となるかどうかについては、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されることとなります。</p>
<p>○ 第2部第3の2の具体的事例について、「農薬について、仕入価格を下回る価格で単位農協に販売することにより、他の事業活動を困難にさせること」が問題のある行為であることは理解できるが、その前書きにある「他の農薬卸売業者に先んじて農薬の予約獲得のための活動」とか、「農薬取扱い目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意」すること自体は、特に問題のある行為と思われず、問題のある行為の前書きとしてこうした行為を例示すると、それらの行為そのものが問題であるかの誤解を生じさせる恐れがあり、適切でないと思われる。【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘の具体的事例は、過去に独占禁止法上問題となった事例等を踏まえて、問題行為についての理解を助けるために例示したものです。</p> <p>なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>

第4 連合会による単位農協に対する問題行為

意見の概要	考え方
<p>○ 「○連合会が仕入先に対して、連合会以外へ販売することを禁止し、又は、連合会以外へ販売する際に自己の承諾を要求する行為」の具体的事例では、1番目と2番目は同じ図式の事例なので、いずれか1つでよいと思料する。なおかつ、以下のような分かりやすい表現にしていきたい。</p> <p>修正案①「・連合会は段ボール原紙を仕入れて段ボール箱を製造し、単位農協等に販売しているところ、紙器製造業者と単位農協が共同で新規に段ボール箱製造販売会社を設立しようとする事に対する対策として、連合会が取引先である段ボール原紙製造業者に対して、当該紙器製造業者に段ボール原紙を供給しないようにさせること」</p> <p>修正案②「・段ボール箱の供給を行っている連合会が、競争業者が段ボール製造工場を新たに建設しようとしたことを阻止するため取引関係にある段ボール原料メーカー先に対し、その競争業者に原材料を供給しないように指示したこと。」</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘の具体的事例は、過去に独占禁止法上問題となった事例等を踏まえて記載しています。</p>
<p>○ 第2部第4の1(2)は、仕入先が、特段の理由(販売量が多い・品質が悪いなど)なく、連合会又は単位農協に対する販売価格より他に安く販売している場合、以降の価格交渉においてそれを理由として値引きを交渉することを妨げないと解してよいか。(遡及しての要請は行わない。)</p> <p>(理由)価格交渉が一切できなくなるとの誤解を避けるため。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、以降の価格について交渉をすること自体が独占禁止法上問題となるものではありません。</p>
<p>○ 『連合会が生産資材の仕入先に対して、仕入先が系統以外の卸売業者又は小売業者に販売する場合、自己が単位農協に販売する価格を下回らない価格で・・・・販売し、又は単位農協が・・・・仕入先と取引を行う場合には、卸売業者又は小売業者が・・・・販売することができなくなるにより、卸売業者又は小売業者が単位農協又は組合員と取引する機会が減少することになる。』は、文章が長く、理解しづらい。分かりやすく記述を改めるべきである。【農協系統】</p>	<p>○ 分かりやすい記載に心掛けているものの、正確さを期す必要もあるため、このように記載しています。</p>

意見の概要	考え方
<p>○ 「○連合会又は単位農協が自己と・・・」の具体的事例を以下のように修正願いたい。</p> <p>「連合会を經由して青果物用段ボール箱を購入している単位農協が、青果物用段ボール箱の購入を系統ルートから商系ルートに変更することを防止するために要する価格引下げ原資（市況対策費）を、事後的に連合会が指定製造業者に提供させること」</p> <p>（理由）分かりやすくするためと、価格交渉自体を禁止するものでないことを明確にするため。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 系統ルートから商系ルートに変更することを防止するために要する金員を提供させることが独占禁止法上問題となり得るのは、事後的な場合に限られる訳ではありません。</p> <p>なお、価格交渉自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。</p>
<p>○ 今回の検討案につきまして、共済事業に係る記載はございませんでしたが、本事業におきましても、例えば『取引先に対して、生産資材を購入する地位を利用して共済加入を要請する（優越的地位の濫用のおそれ）』ことも想定されます。</p> <p>今回の検討案では、過去の事例を踏まえ、購買・販売事業を主眼に明記するものとし、共済事業は特段記載がなくても従来どおり個別に判断していくというお考えでよろしいのでしょうか。</p> <p>それとも、農協法施行規則第22条（共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関する禁止行為）において、優越的地位の濫用等を禁止しているため、共済事業は今回の検討案に記載する必要性が低いと判断されたのでしょうか。【農協系統】</p>	<p>○ 本指針に列挙されている行為は、連合会又は単位農協の行為に関して、独占禁止法上問題が生じると考えられる主要なものを例示的に挙げたものであり、問題となる行為は本指針記載の行為に限定されるものではありません。</p> <p>御指摘の行為が実際に行われる場合には、独占禁止法上問題となり得ると考えますが、独占禁止法上違法となるかどうかについては、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されることとなります。</p>

第5 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為
2 連合会の販売先に対する販売価格の拘束

意見の概要	考え方
<p>○ 連合会による以下の行為を、ガイドラインの「問題行為」として規定していただきたい。</p> <p>○ 連合会による販売先に対する問題行為</p> <p>（1）取引条件等の差別取扱い</p> <p>連合会が、米穀の販売先である卸売業者に対して、自己の販売事業と競合する事業者（単位農協等）と取引したことを事由として、取引を拒絶し、又は取引条件等を差別する行為</p> <p>（理由）卸売業者の自由かつ自主的な取引が阻害され</p>	<p>○ 本指針に列挙されている行為は、連合会又は単位農協の行為に関して、独占禁止法上問題が生じると考えられる主要なものを例示的に挙げたものであり、問題となる行為は本指針記載の行為に限定されるものではありません。</p> <p>御指摘の行為が実際に行われる場合には、独占禁止法上問題となり得ると考えますが、独占禁止法上違法となるかどうかについては、個々のケースに応じて</p>

意見の概要	考え方
<p>るとともに、競合する事業者（単位農協等）が米穀販売事業者等と取引をする機会が減少することとなる。</p> <p>（２）優越的地位の濫用</p> <p>連合会が、米穀の販売先である卸売業者に対して、その米穀の売渡し先等の情報の提供を取引の条件とする行為</p> <p>（理由）提供された情報が競争関係にある連合会の子会社等に流れると、卸売業者は著しい不利益を被ることとなる。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>て、市場の競争に与える影響から判断されることとなります。</p>
<p>○ 第２部第５の２で、以下のとおり修正願いたい。</p> <p>「これによって価格が維持されるおそれがある。<u>自己ブランド製品であっても</u>、例えば、以下のような行為は、<u>商標権の正当な行使に該当せず</u>、不公正な取引方法に該当し原則として違法となる。」</p> <p>（理由）独占禁止法２１条との関係を明確にするため。</p> <p>【農協系統】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「これによって価格が維持されるおそれがある。<u>自己ブランド製品であっても</u>、例えば、<u>以下のような行為は、商標法による権利の行使とみられるものではなく</u>、不公正な取引方法に該当し原則として違法となる。」</p> <p>また、これに併せて、具体的事例をより分かりやすくするため、以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>連合会が連合会員である乳業者（加工業者）に生乳を供給し、当該乳業者が連合会ブランドの牛乳を製造・販売しているところ</u>、連合会が当該乳業者と取引する際に、連合会が決定した小売業者の最低販売価格を下回る価格で牛乳を販売しないように小売業者に対して指示することを条件とすること」</p>